

伊 勢 市 公 報

第 126 号
平成 23 年 2 月 7 日

月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 地縁団体「五十鈴ヶ丘団地自治会」の代表者変更に伴う告示について	2
○ 地縁団体「上地町東組」の代表者変更に伴う告示について	3
○ 道路の区域変更について	4
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	5
公 告	
○ 犬の抑留について	6
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	7
病院公告	
○ 病院職員採用試験について	9

伊勢市告示第 14 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 山 際 裕 史

伊勢市楠部町 263 番地 75

変更後 山 口 早 苗

伊勢市中之町 20 番地 99

伊勢市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 23 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 平 幸

伊勢市上地町 1889 番地

変更後 佐 波 彰

伊勢市上地町 1434 番地

伊勢市告示第 16 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	伊勢玉城線	上地町字上荒切 4833 番地先から 上地町字上荒切 4833 番地先まで	旧	6.6~22.6	102.8
			新	6.6~7.0	92.2

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業告示第 2 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 23 年 1 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 23 年 2 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
本町、宮後 1 丁目、一之木 2 丁目、大世古 2 丁目、勢田町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第3号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町明野	雑種	茶	雄	中	91日 以上	首輪（赤）

2 抑留した日 平成23年1月17日

3 抑留期限 平成23年1月21日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第4号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成23年2月21日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成23年2月21日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成23年1月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成23年1月21日
至 平成23年2月21日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市御薮総合支所1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御薮町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市病院事業公告第1号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成23年1月25日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

次のとおり職員の採用試験を行います。

1 採用職種及び採用予定者数

薬剤師 1人程度

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方又は平成23年3月に学校を卒業し、当該免許を取得見込みの方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、宿日直勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
① 本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
② 返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③ 薬剤師免許証の写し
④ 薬剤師免許証を有しない方は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤ 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成23年1月26日（水）から平成23年2月25日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成23年2月23日（水）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成23年3月6日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成23年4月1日 ただし、免許未取得の方は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

電話 0596-23-5111 内線215、216